

**ご旅行条件** この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

#### 1. 旅行のお申し込み、契約の成立

所定の申し込み書に所定の事項を記入して提出いただき当社が契約の締結を承諾し、所定の申込金(1000円)または旅行代金を受理した時に旅行契約は成立します。電話等による予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して10日目に当たる日までに申込書の提出と申込金または旅行代金のお支払いが必要です。契約は当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものといたします。

\*今回の日帰りツアーは、当日集金といたします。申込金は不要です。

#### 2. お申し込み条件

小学校3年生以上の方で、軽作業が可能な方。小・中学生は必ず保護者同伴のこと。高校生以上20歳未満の方がご参加の場合には保護者の同意書が必要です。

#### 3. 旅行代金について

旅行代金(申込金をのぞく)は旅行開始日の前日から起算して10日前までにお支払いいただけます。

\*今回の日帰りツアーは、当日集金といたします。申込金は不要です。

#### 4. 確定日程表

確定した運送機関名及び食事がある場合はその食事場所名、また集合場所を記した確定日程表を旅行の開始前日までに交付します。

#### 5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に記載されている運送機関の運賃、食事代、体験料、入浴料及び諸税、傷害保険料が含まれています。

#### 6. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれていません。例として飲み物、個人的諸費用、ご自宅から発着地までの交通費、疾病保険料など。

#### 7. 旅行契約内容及び旅行代金の変更

当社は天災地変・戦乱・運送機関におけるサービス提供の中止・官公署の命令・その他当社で管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。

#### 8. お客様による旅行契約の解除（取消料）

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、次の金額を取消料として申し受けます。

区分	取消料
イ. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ロ. 旅行開始当日に解除する場合（ハに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ハ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

#### 9. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申し込み条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

#### 10. 当社の責任及び免責

当社はお客様に故意または過失により損害を与えたときは、損害を賠償します。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円。但し、次の場合は責任を負いません。天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関の事故もしくは火災・運送機関の遅延・不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・官公署の命令・伝染病による隔離・自由行動中の事故・食中毒・盗難等

#### 11. お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面（旅行条件書）に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。

#### 12. 特別補償

当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、特別補償規定により以下の補償金または見舞金を支払います。

#### 13. 最少催行人員

パンフレットに記載された最少催行人員に満たない場合は、旅行の実施を取り止める場合があります。この場合は、日帰り旅行においては旅行開始日の4日前までに通知します。

#### 14. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施の確保に努めます。

#### 15. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する金額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約についての変更補償料金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

#### 16. 旅行条件基準日

2018年8月10日現在の運賃・料金を基準としています。

#### 17. その他

この書面は旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

#### ◎旅行申込の際の個人情報について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、今後の旅行のご案内に利用させていただくことがあります。その他の利用はございません。

#### 旅行企画・実施

熊本県知事登録旅行業第2-202号 (社)全国旅行業協会正会員 (ANTA)  
**株式会社ユニバーサルネットワーク 24 阿蘇トラベルデスク**  
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽 1475-1 電話 0967-67-2136 FAX 0967-67-1540

不明な点があれば、  
旅行業務取扱管理者にご質問下さい  
総合旅行業務取扱管理者 長野 弘子